

熊本県西原村地域おこし協力隊募集要項

1. 募集人員

地域おこし協力隊員 若干名

2. 業務内容

観光・地域振興に関する業務

- ・観光協会事務局の運営管理業務及び事務一般
- ・観光協会事務所（白糸の滝交流館糸舞季）の維持管理
- ・その他、観光協会の目的達成に必要な事項
- ・本村の観光資源の開発・開拓
- ・地域おこしの提案と実践

※ただし、隊員の適正等を考慮して内容を変更することがあります。

3. 募集対象

下記の全てに該当する方

- (1) 三大都市圏や都市地域等に居住されている方（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当していないこと）で、採用後に西原村に生活拠点を移し、住民票を異動できる方。

※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページ「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。対象となるか不明な場合は、遠慮なく企画商工課（連絡先は下記6（4）参照）へお問い合わせください。

(例)

東京都、愛知県、大阪府及び周辺の府県（3大都市圏）	→	西原村	=	OK
福岡市、熊本市など（3大都市圏外 指定都市）	→	西原村	=	OK
久留米市、菊陽町など（3大都市圏外 都市地域）	→	西原村		

=条件不利地域（西原村河原地区）への転入であればOK

- (2) 心身ともに健康で、かつ、誠実に職務を遂行できる方。
- (3) 普通自動車免許を有し、日常的な運転に支障のない方。
- (4) 最低限のパソコンの操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）及びインターネット、SNS等の活動ができる方。
- (5) 活動終了後、西原村への定住・定着する意思がある方。
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

※年齢・性別は問いません。

4. 配属先

西原村役場企画商工課

※西原村観光協会事務局員として勤務していただきます。

5. 活動条件等

(1) 勤務場所 白糸の滝交流館糸舞季（西原村観光協会事務局）

(2) 活動場所 西原村全域

(3) 雇用形態 会計年度任用職員（パートタイム）

(4) 雇用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

※4月2日以降の着任希望の場合など、御相談に応じます。

※2年目以降は年度単位での更新となり、最長で採用の日から3年までとします。

※隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

(5) 勤務時間等

原則9:00～16:00の勤務（1時間の休憩があります。）

月20日以上勤務（原則、週5日間）

※勤務が時間外、土日、祝日の場合は振替において調整します。

※隊員の活動に支障をきたさない範囲で兼業（副業）可能です。

※勤務時間以外の時間は、隊員自身の定住につながる活動等に御活用ください。

(6) 報酬等

会計年度任用職員の規定により支給

・月額166,000円、または月額208,000円（専門知識及び実務経験を有する場合）

・期末手当・勤勉手当：6月と12月に支給（年間4.5ヵ月分）

※上記は条例等の改正により変更となる場合があります。

（参考：報酬例）

<月額166,000円の場合>

【報酬等】報酬1,992,000円/年、期末手当・勤勉手当747,000円/年

【報酬等以外】活動助成金1,116,000円/年（最大）※5（7）参照

合計3,855,000円

※2年目以降は月額208,000円となります（ただし、1年目の勤務評価やスキル習熟度により判断いたします）。

<月額208,000円の場合>

【報酬等】報酬2,496,000円/年、期末手当・勤勉手当936,000円/年

【報酬等以外】活動助成金1,116,000円/年（最大）合計4,548,000円

※上記は条例改正や勤務実績等により変わります。

※また、期末・勤勉手当や活動助成金が最大で支給された場合の例です。

(7) 待遇及び福利厚生

- ・厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入します（月額報酬より差し引かれます）。
- ・村の規定に基づき、年次有給休暇、特別休暇等が付与されます。
- ・消耗品、旅費、研修費用等は予算の範囲内で支給します。家賃は4万円を上限に予算の範囲内で支給します（活動助成金）。
- ・上記以外（引越しに係る費用、活動中の生活に必要な光熱水費、食費、生活備品等）は自己負担となります。
- ・住居につきましては、隊員自身で探していただくこととなりますが、村内不動産業者の紹介等お手伝いしますので、ご相談ください。

6. 受付期間・提出方法等

(1) 受付期間

令和6年2月9日（金）から令和6年3月15日（金）まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（消印有効）

※提出いただいた書類は返却しません。

(3) 提出書類

- ・応募用紙（別紙）
- ・住民票（コピー不可）
- ・運転免許証のコピー

※応募に関して知り得た個人情報については、本公募のみに使用し、その他目的に利用することはありません。

(4) 問い合わせ・応募申請書提出先

〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259

西原村役場 企画商工課 地域おこし協力隊応募係

電話：096-279-3112 FAX：096-279-3506

E-mail：nishi-kikaku@vill.nishihara.kumamoto.jp

7. 審査・採用通知

(1) 第1次審査（書類審査）

書類審査のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。（随時）

※応募用紙の記載内容で書類選考を行います。

(2) 第2次審査（面接）

第1次審査合格者を対象に西原村役場において面接試験を実施します。日程や詳細については、第1次審査結果を通知する際にお知らせします（遠方の場合等オン

ラインで実施する場合あり)。最終結果は、第2次審査終了後、全員に文書で通知します。

※第2次審査会場までの交通費等の経費は、応募者の負担となります。

8. 任用予定日

令和6年4月1日以後

※雇用開始時期については、前職の事情等を考慮して、個別に相談に応じます。

※西原村までの着任に関する費用は各自の負担となります。

9. その他

募集に関する質問等ございましたら、遠慮なくメールまたはお電話にてご連絡ください。問い合わせは6（4）に記載の連絡先へお願いいたします。